

1. 保守点検

(1) 保守点検の技術上の基準

浄化槽法施行規則

第2条（保守点検の技術上の基準）

法第4条第7項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

法定事項	構造例型式			性能評価型		
	分離接触 ばつ気	嫌気ろ床 接触ばつ気	脱窒ろ床 接触ばつ気	コンパクト	モアコンパクト	膜分離型
1 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。	○	○	○	○	○	○
イ 第1条の準則の遵守の状況	○	○	○	○	○	○
ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況	○	○	○	○	○	○
ハ 槽の水平の保持の状況	○	○	○	○	○	○
ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況	○	○	○	○	○	○
ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況	○	○	○	○	○	○
ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況	○	○	○	○	○	○
2 流入管きよ、インバート弁、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。	○	○	○	○	○	○
3 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。						
4 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。	○	○	○	○	○	○
5 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。	○	○	○	○	○	○
6 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。		○	○			
7 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。	○	○	○			
8 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。						○
9 散水ろ床型2次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。						
10 平面酸化型2次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。						
11 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。	○	○	○	○	○	○
12 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。						
13 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。						
14 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。						
15 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。	○	○	○	○	○	○
16 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。	○	○	○	○	○	○
17 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。	○	○	○	○	○	○
18 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。	○	○	○	○	○	○
項目数	<u>16</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>16</u>
作業時間(分)	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>50</u>	<u>55</u>	<u>60</u>

(2) 浄化槽保守点検業の規則で定める器具

昭和 60 年 7 月 18 日 条例第 20 号

保守点検に必要な器具は岐阜県条例にて下記のとおり定められている。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例 第 8 条 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、浄化槽管理士を置き、規則で定める器具を備えなければならない。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則 第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規則で定める器具は、別表のとおりとする。

別表 (第 7 条関係)

- 1 マンホールふた開け用具
- 2 採水器具一式
- 3 透視度計 (30 センチメートル以上測定可能なもの)
- 4 温度計 (摂氏零度から 50 度以上が測定可能なもの)
- 5 残留塩素測定器具
- 6 水素イオン濃度指数測定器具 (電極式)
- 7 塩素イオン濃度測定器具 (電極式)
- 8 亜硝酸性窒素測定器具
- 9 溶存酸素測定器具 (電極式)
- 10 汚泥沈殿試験器具 (1 リットル)
- 11 スカム及び汚泥厚測定器具 (3 メートル以上測定可能なもの)
- 12 巻尺 (5 メートル以上測定可能なもの)
- 13 水平器 (全長 60 センチメートル以上)
- 14 夾雑物かき上げ用具
- 15 浮遊物除去用具
- 16 スカム破碎除去用具一式 (全長 2 メートル以上)
- 17 スロット掃除用具 (全長 3 メートル以上)
- 18 掃除用具一式
- 19 修理用具一式
- 20 絶縁抵抗計
- 21 電気回路計
- 22 殺虫剤散布器
- 23 記録用具一式
- 24 活性汚泥浮遊物測定器具 (電極式)
- 25 顕微鏡 (倍率 300 倍以上)

保守点検組合にて必須と判断している器具機材

- 1 風量計 (120 リットル/分まで)

2. 清掃

(1) 浄化槽清掃業許可の技術上の基準

昭和 58 年 5 月 18 日 法律第 43 号公布

[浄化槽法]

第 35 条 (許可) 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

第 36 条 (許可の基準) 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第 11 条 (浄化槽清掃業の許可の技術上の基準)

法第 36 条第 1 号 の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- 2 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- 3 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- 4 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有していること。

廃掃法の解説 (昭和 59 年 6 月 1 日 第 5 版)

廃掃法第 9 条第 4 項 (し尿浄化槽清掃業)

第 1 項の許可を受けた者は、厚生省令で定める技術上の基準に従い、し尿浄化槽の清掃を行わなければならない。

廃掃法施行規則第 7 条第 9 号 (し尿浄化槽の清掃の技術上の基準)

し尿浄化槽の点検及び清掃の記録を 2 部作成し、一部をし尿浄化槽の管理者に公布し、一部を自ら 3 年間保存すること。

[解説] 第 9 号でいう点検は、保守点検業者の行う点検ではなく清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的に見て清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要から義務付けられているものである。

(2) 清掃の技術上の基準

浄化槽法施行規則 第3条 (清掃の技術上の基準)

法第4条第8号の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 2 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱室槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
- 3 嫌気ろ床槽及び脱室ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。
- 4 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- 5 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 6 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- 7 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- 8 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。
- 9 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 10 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱室ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 11 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 12 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 13 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

3. 法定検査

(1) 浄化槽法第 11 条法定検査の目的

【浄化槽法】

(定期検査)

第 11 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

浄化槽法の解説（平成 7 年版）

【趣旨】

浄化槽の管理の一環として、浄化槽管理者に対して、設置状況や機能を客観的に把握することを求めており、その方法として、指定検査機関（浄化槽法第 57 条）の行う水質に関する検査を受けることを義務づけており、この検査には、浄化槽の設置後に行う検査（浄化槽法第 7 条）と本条に基づく定期的に行う検査がある。

定期的に行う検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するために行うもので、毎年 1 回定期的に行われる。

【解説】

- 1) 本条に規定する定期検査は、浄化槽が適正な維持管理により所期の処理機能が確保されているか否かに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的・継続的に検査するものである。
- 2) 定期検査は、本法施行前にすでに設置されているものを含め、すべての浄化槽において実施されなければならないものである。